

■肝がん検診のご案内

市民の方を対象に次の日程で肝がん検診を実施します。

日時／7月16日(日)

8時30分～11時00分

対象／

- ・B型肝炎やC型肝炎ウイルスのキャリアの方
- ・脂肪肝や肝臓機能障害と健診等で指摘された方
- ・肝臓病の家族がいる方
- ・肝臓専門医にかかったことがない方
- ・肝臓のことで気になることがある方

場所／

サフィールホテル稚内

※例年と会場が異なります。

検診内容／

問診、採血、腹部エコー、肝臓専門医による療養相談

申し込み期間／

6月15日(木)～

6月29日(木)

9時00分～16時30分

※土日、祝日は休み

問い合わせ／

肝がん検診団事務局

☎011-728-

1008

料金／

6000円

■要約筆記入門講座の受講生を募集しています

市では、講座を通じて要約筆記について理解を深めてもらい、聴覚障がいの方が自由に社会参加できるようにな地域づくりを目指すことを目的に、次の日程で講座を実施します。

②7月21日(金)

時間は両日ともに

13時30分～16時30分

場所／稚内市立図書館

対象者／市民

定員数／先着で10名程度

参加料／無料

持参するもの／筆記用具

申し込み期限／

①6月12日(月)まで

②7月17日(月)まで

申し込み方法／

電話での申し込みのほか、

郵送、FAXで申し込み

ください。

日時／

①6月16日(金)

■生活保護の申請は国民の権利です

生活保護は、収入や資産が国で定めた基準に満たない場合に受けられる制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性は、あなたにもあるものですので、お困りの場合はためらわずご相談ください。

問い合わせ／

市社会福祉課保護グループ

☎23-6457

申込書は、市社会福祉課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申し込み先・問い合わせ／市社会福祉課障がい福祉グループ
☎23-6453



悪質な滞納は許しません!

(水道料金特別徴収強化月間について)

水道企業室では、6月を「水道料金特別徴収強化月間」と定めて、徴収体制を強化します。

期間中は、夜間の電話による催告や、身分証明書を携帯した徴収員の訪問など、水道料金徴収の取り組みを強化し、より一層厳しい姿勢で臨みます。

これまでも、未納を繰り返す世帯には早期の折衝に取り組んでおり、悪質な滞納者に対しては「給水停止処分」を行っていますが、同期間においても処分の執行を進めていきます。

なお、水道企業室では、水道料金の納入相談を受け付けていますが、強化月間中である6月の毎週火曜日については、午後7時まで夜間相談窓口を設けています。

また、残高不足による口座振替不能などによる水道料金の納入忘れがあった場合は、随時、納入状況の確認や納付書の再発行、口座再振替の対応ができますので、お気軽に問い合わせください。

問い合わせ／市水道料金課料金グループ ☎23-6514

■甲種防火管理者講習会(新規・再)を開催します

次のとおり、防火管理者(新規・再)講習会を開催します。

選任義務のある事業所の関係者は、必ず受講してください。

日時／

①新規講習：7月13日(木)・14日(金)

※両日とも受講が必要です。

②再講習：7月7日(金)

会場／

稚内地区消防事務組合2階コミュニケーションホール

(港5丁目1番37号)

提出先・問い合わせ／

消防本部総務予防課

☎23-2734

無料ですが、テキスト代がかかります。

▼申請について

受講申請書を提出してください。申請書は消防本部

総務予防課で配付している

ほか、市ホームページから

ダウンロードできます。

申請期限／6月23日(金)

受講料／

無料ですが、テキスト代

がかかります。

新規講習：3900円

再講習：1550円

提出先・問い合わせ／

消防本部総務予防課

☎23-2734

■合併処理浄化槽設置費の助成等のお知らせ

市では、公共下水道の事業計画認可地域以外の地域で、合併処理浄化槽を設置する方に、浄化槽設置費用の一部助成と、水洗トイレに改造する費用などの貸し付けを行っています。

◆合併処理浄化槽の設置費用の一部助成について

利用できる方／

次の全ての要件に該当する方

・対象地域で新築する建物

および既設の建物に合併

処理浄化槽を設置する方

・市税等の滞納がない方

・助成を申請する年度内に

設置工事を完了できる方

助成の金額／

合併処理浄化槽の設置に

要する費用(浄化槽本体

購入費、設置工事費、放

流管工事費の合計額)の

半額

設置助成限度額／

5人槽以下 60万円

6～7人槽 75万円

8～10人槽 95万円

※予算が無くなり次第、受

付を終了します。

◆トイレ水洗化工事費用の貸し付けについて

10人槽以下の合併処理浄

化槽の設置費用とトイレ

水洗化改造工事や排水工

事などの費用を無利子で

貸し付けを行います。

返済期間は60回(5年)以内です。

貸し付けを利用できる方／

対象地域で既設の建物に

合併処理浄化槽を設置す

る方のほか、いくつかの要件があります。

貸し付け限度額／

・トイレ水洗化改造工事

1か所あたり 40万円

・し尿浄化槽廃止工事

1基につき 20万円

・排水設備設置工事

1戸につき 20万円

・浄化槽設置工事

5人槽 60万円

6～7人槽 75万円

8～10人槽 95万円

◆手続きについて

助成、貸し付けを希望す

る方は申請が必要です。

申し込み・問い合わせ／

市水道企業室水道施設課

下水道グループ

☎23-6509

—対象地域—

ノシャップ3～5、富士見、西浜、抜海、オネトマナイ、夕来、クトネベツ、第一清浜、第二清浜、富磯、宗谷、宗谷岬、東浦、勇知、下勇知、上勇知、声問、サラキトマナイ、恵北、樺岡、増幌、上声問、沼川、曲淵、川西、川南、曙、開進、豊別、天興
※声問は下水道事業認可区域を除く